

「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」における  
マスタープラン改訂に係る業務

公募要領

令和7年6月11日

一般社団法人八幡平市観光協会  
会長 田村正彦

八幡平市観光協会では、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」におけるマスタープラン改訂に係る業務を実施する事業者を公募します。

本公募に申請する方は、公募要領をよくご確認いただいたうえで、ご不明な点があればお問合せ下さい。

◇公募期間

令和7年6月11日（水）～令和7年6月18日（水） 12時〔必着〕

◇本事業の問合せ先

一般社団法人八幡平市観光協会「モデル観光地事業」担当

E-mail: kanko@hachimantai.or.jp

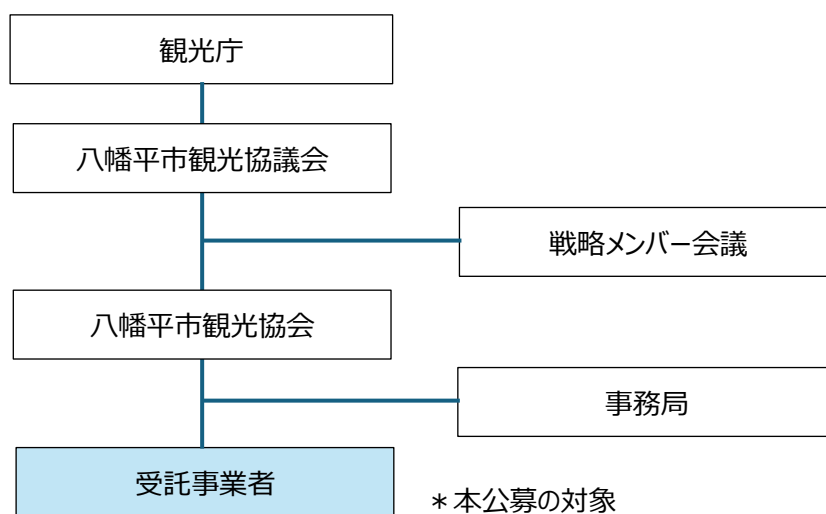
電話：0195-78-3500（9:00～17:00／土日祝を除く）

## 【業務概要】

### 1. 業務目的

本業務は、令和 5 年 3 月に 14 のモデル地域のひとつとして認定された八幡平エリア及び周辺地域において、これまでの取組を反映して、令和 7 年度中に策定・実施予定のコンテンツ等の磨き上げと体制づくりに係る基礎調査等を受けてマスタープランの改訂を行い、高付加価値旅行者の受入を開始するために必要な実証事業等を実施し、地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりについて総合的な支援を行うものです。

### 2. 事業スキーム



### 3. 業務内容

本業務は、八幡平エリア及び周辺地域におけるモデル観光地事業におけるマスタープランの改訂に取り組むものであり、以下の業務を想定しています。

具体的な内容については、令和 7 年度事業費に基づく施策内容の確定後、観光庁と協議することとします。

#### <具体的な業務内容>

##### (1) 海外スノーリゾートの地域経営方策に関する分析調査

八幡平エリア及び周辺地域は、高付加価値インバウンド市場での戦略的ウリとして「スノー」を掲げており、競合すべきは海外スノーリゾートである。海外商談会の主催者からは、ニセコ・白馬に次ぐ国内目的地としての PR 及び情報発信を期待されている。リゾート地経営としては、来訪消費に留まらず、長期滞在を含む不動産商品の開発等が行われている。

本業務では、海外スノーリゾートにおける地域経営の方策として、地域 DMO/DMC 機能、不動産開発等の関連事業などについて分析し、当該地域は「なにで稼ぐのか」について調査を行う。

(2) マスタープランのブラッシュアップと KPI 項目の設定に関する調査

本業務では、令和 6 年度事業において改訂したマスタープランに基づき、ヤド・ヒトアシ・プラン造成等に係るロードマップを作成し、さらなる改訂を行う。そのなかで、KPI 項目の設定に係る検討を行う。

(3) 報告書の作成

当該施策の実施に伴う報告書を作成する。

4. 事業期間

契約締結日～令和 8 年 2 月 20 日（金）

【応募条件】

1. 応募資格

次の条件を満たす民間事業者等とします。

- ① 本業務を的確に遂行する組織、能力（地域形成に係る業務実績）等を有していること。
- ② 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- ④ 当該地域における自治体から指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 当該地域における自治体の定める暴力団排除条例等に規定する者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 破産法に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- ⑧ 公募開始の直近決算において 2 期連続債務超過の状態でないこと。
- ⑨ 会社法で定める法人であること。
- ⑩ 業務の遂行に必要な資格を保有していること。

2. 採択予定件数 1 件

【手続き】

1. 公募期間

令和 7 年 6 月 11 日（水）～令和 7 年 6 月 18 日（水）12 時

2. 応募書類

・申請書（別添様式）：1 部

・提案書（様式自由）：1 部

\* 応募書類に記載された情報については、業務遂行のためにのみ利用する。採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となるのでご了承下さい。なお、応募書類は返却しません。

\* 提案書には、次の事項を記載してください。

- ①本業務への取組方針
- ②本業務に係る調査内容（案）
- ③本業務の実施体制（業務実績、責任者及び担当者の略歴を含む）
- ④本業務にかかる見積書（人件費、旅費、会議費、謝金等）

### 3. 応募書類の提出先

応募書類は、郵送及び電子メールによりご提出ください。

\* 社名・個人名が記載されている応募書類、社名・個人名を除いた応募書類の 2 種類をご提出ください。

\* 持参及び F A X によるご提出は受け付けません。

\* 締め切りを過ぎてのご提出は受け付けません。期限に余裕をもってご提出ください。

\* 資料に不備がある場合は審査対象となりませんので、要領等をご熟読の上、ご提出ください。

#### <郵送先>

〒028-7303 岩手県八幡平市柏台一丁目 28 番地

一般社団法人八幡平市観光協会「モデル観光地事業」担当あて

#### <電子メール宛先>

「[kanko@hachimantai.or.jp](mailto:kanko@hachimantai.or.jp)」

\* 件名は、「モデル観光地事業事務局応募」としてください。

\* データ容量が 10MB を超える場合は、上記メールアドレス宛に事前にご連絡ください。

### 【審査・採択】

#### 1. 審査方法

審査は、応募書類に加えて、審査委員会において評価を行うため、必要に応じて申請者には審査委員会においてプレゼンテーションをしていただきます。審査委員会の開催については、申請書に記載の連絡担当窓口宛に連絡します。

また、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

## 2. 審査基準

次の項目を審査基準とします。

- ① 業務の目的・内容について十分に理解しているか。
- ② 提案内容に独創性がみられ、かつ説得力を有しているか。
- ③ 提案内容が具体性、妥当性を伴っているか。
- ④ 作業工程や内外での体制等が事業を確実に遂行できるものとなっているか。

## 3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、八幡平市観光協会のウェブサイトで公表するとともに、当該申請者に対してその旨を通知します。

### 【契約行為】

当該業務は、実証事業実施者に準じる団体である株式会社八幡平 DMO との契約になります。

### 【その他】

1. 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
2. 関連情報の照会窓口は、八幡平市観光協会「モデル観光地事業」担当とします。
3. 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とします。
4. 提案書は、当該提案者に無断で 2 次的な使用は行いません。
5. 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にします。
6. 委託内容は、観光庁「モデル観光地事業」に係る事業の手引きに基づき変更されることがあります。

以上

(様式)

|               |  |
|---------------|--|
| 受付番号<br>※記載不要 |  |
|---------------|--|

「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」  
におけるマスタープランに係る事業者公募 申請書

|        |                 |  |
|--------|-----------------|--|
| 申請者    | 法人番号(*)         |  |
|        | 企業・団体名          |  |
|        | 代表者役職・氏名        |  |
|        | 所在地             |  |
| 連絡担当窓口 | 氏名(ふりがな)        |  |
|        | 所属(部署名)         |  |
|        | 役職              |  |
|        | 電話番号<br>(代表・直通) |  |
|        | E-mail          |  |

\* 法人番号を付与されている場合には、13桁の番号記載すること。

法人番号を付与されていない個人事業者等の場合には、記載不要。